

仕 様 書

1 業務名

地下鉄駅ホーム柵ステッカー製作掲出及び地下鉄車内広告用ドア横ステッカー製作掲出業務

2 業務目的

消費生活相談窓口周知に関するステッカーを製作し、札幌市営地下鉄の指定の駅ホーム柵及び地下鉄車内広告用ドア横ステッカーに掲出すること。

3 業務内容

(1) 掲出スペースの確保、調整

受託者は、掲出スペースの確保など、ステッカー掲出に必要な調整等を札幌市交通局と行うこと。また、掲出時期については、委託者と協議の上、調整を行うこと。

(2) 広告掲出に関する作業

受託者は、地下鉄車内の所定のスペースへの掲出など、ステッカー掲出に関する一切の作業を行うこと。

(3) デザイン及び校正

委託者より支給するデザイン（ai データ、PDF データ）（別紙参照）をもとに、広告物として掲出可能な仕様・規格に調整すること。なお、校正については、2回行うこと（うち、1回は色校正）。

4 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

5 ホーム柵ステッカー(東西線)

(1) 掲出駅

宮の沢

(2) 掲出期間

令和6年2月1日(木)から令和6年3月31日(日)までのうちの2週間

(3) 掲出数量

40枚

6 東豊線ホーム柵ステッカーFavorite(フェイバリット)

(1) 掲出駅

大通

(2) 掲出期間

令和6年2月1日(木)から令和6年3月31日(日)までのうちの2週間

- (3) 掲出数量
22枚

7 地下鉄車内ドア横ステッカー

- (1) 掲出種類
スタンダードパッケージ
- (2) 掲出期間
令和6年2月1日(木)から令和6年3月31日(日)までのうちの1か月
- (3) 掲出枚数
420枚

8 報告及び成果物

- (1) 業務終了後、速やかに本市指定の完了届を提出すること。その際、広告掲出状況の写真データを添付すること。
- (2) CD-R等のデジタル媒体にて、製作したステッカーのオリジナルデータ(illustrator (CS4以上)形式とPDF形式)を納品すること。

9 その他

- (1) 受託者は具体的な内容について委託者と十分な打ち合わせを行い、業務の進捗状況について随時、委託者に報告し、委託者から必要な指示を受けること。
- (2) 受託者は、委託者に対し、本業務に基づく成果物に関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとし、委託者の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (4) 本業務の遂行にあたり、本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (5) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

10 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など、環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

11 担当

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課 担当 鶴江

住所：札幌市中央区北1条西2丁目 本庁舎13階 電話：011-211-2245

●地下鉄駅ホーム柵ステッカー(イメージ)

契約トラブルで困ったら

札幌消費者センター

☎ 011 728-2121

電話相談 9:00 ~ 19:00
※土・日曜日、祝日と年末年始は休み

消費者ホットライン

局番なし 188 (いやや)



札幌市消費者教育
イメージキャラクター
しろくま
悪いやべるくま。行動力はあるが、何かとトラブルに巻き込まれる。



札幌市消費者教育
イメージキャラクター
しろくま
白いやべるくま。みんなを「しろくま」といって罵倒する。いつも大層にしている。

特に相談の多いトラブルは

賃貸アパート退去時の費用



これ私わざわざいけなの!? 請求書

退去料	10,000
鍵交換料	5,000
クリーニング料	5,000
エアコンクリーニング料	10,000

退去費用を請求されたが高額。全て支払う必要があるの?

簡単に儲かる投資話



「誰でも簡単に儲ける」など甘い言葉でSNSや知人を通して勧誘。儲けるどころか、さらにお金を騙し取られる事例も!

お試しのつもりが定期購入に



「お試し価格!」と広告に書いてあったのに、定期購入となっていた...

札幌市では、XやHPを活用して契約トラブルに遭わないための情報を発信しています。




札幌市公式 X 札幌市公式 HP



札幌市市民文化局市民生活部消費生活課

●地下鉄車内広告用ドア横ステッカー(イメージ)



札幌市消費者教育
イメージキャラクター
しろくま



札幌市消費者教育
イメージキャラクター
しろくま

契約 トラブルは すぐ相談

札幌市消費者センター

☎ 728-2121

【電話相談】9:00~19:00 ※土・日曜日、祝日と年末年始は休み

さっぽろ市
04-D03-20-2035
R2-4-355

※イラストの内容については、変更となる可能性があります。